

新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアル

大会に向けて

(令和2年6月14日～令和3年3月31日)

以降，社会情勢により適宜，見直しを行う

目 次

感染拡大防止マニュアル	……………	1 ～ 1 2
1. 基本事項		
2. 共通する対策		
3. 役員の心得等		
4. 選手等の遵守事項		
5. 各場面での対応		
6. 体育館等・試合における対応等		
7. 感染者（疑われる者を含む）が発生した場合		
参加チーム用 簡易版	……………	1 3 ～ 1 4
健康チェックシート		
関係省庁・関係機関のガイドライン等	……………	1 5 ～ 5 6
文部科学省 スポーツ庁		
「緊急事態解除宣言」対応		
体育施設 再開に向けたガイドライン		
チェックリスト（施設管理者向け・利用者向け）		
再開支援事業（スポーツ振興費補助金）		
日本スポーツ協会		
再開に向けたガイドライン		
チェックリスト（主催者向け・参加者向け）		
開催制限の段階的緩和目安		
外出自粛の段階的緩和目安		
クラスター発生施設の段階的緩和目安		
チェックリスト（主催者向け・参加者向け）		
日本バレーボール協会		
大会等再開時のガイドライン		
(株) モルテンスポーツ事業本部		
ボール表皮の消毒剤の使用について		

京都クラブバレーボール連盟 新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアル

1 基本事項

京都クラブバレーボール連盟は、「新型コロナウイルス感染拡大防止マニュアル」を大会開催の最低条件として以下の目的をもって作成した。

クラブチーム（社会人や学生等）のバレーボールを愛好する者が試合を通して、動き・活動するバレーボールゲームを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染及び飛沫感染について、京都クラブバレーボール連盟の役員（以下「役員」という）、がチームスタッフや選手（以下「選手等」という）の接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を講じることとする。

また、本マニュアルに基づく運営等については、文部科学省スポーツ庁、（公財）日本スポーツ協会、（公財）日本バレーボール協会（以下「JVA」という）の指導やガイドラインに基づき、京都府バレーボール協会、日本クラブバレーボール連盟と連携を密にして取組みをすすめる。

<感染リスク評価及び対策>

(1) 接触感染

他者と共有する物品、ボール及びライン旗、警告カードやタオル等、またトイレのドアノブ及び更衣室のロッカーなど共有して触れる物と頻度を特定（高い頻度で接触する物には特に注意）し必要な対策を行う。

(2) 飛沫感染

人と人との距離がどの程度維持できるかや、大声を出す場がどこにあるか等を評価し、必要な対策を行う。なお、体育館内については、換気の状態も考慮する。

参考：新型コロナウイルスの環境や物質表面における生存時間

- エアロゾル（空気中に漂う微粒子）中 … 3時間
- 銅の表面 … 4時間
- 厚紙（段ボール）の表面 … 24時間
- ステンレススチール表面 … 48時間
- プラスチック表面 … 72時間

2 共通する対策

(1) 注意喚起

役員はもとより、選手等に対し体育館での掲示等により感染拡大防止のための行動（マスク着用、手指の消毒、こまめな手洗い・うがい、対人距離の確保等）についての注意喚起を示す。

(2) 参加定員

対人距離を確保し安全に試合していただくため、当分の間、1日当たりの定員を屋内収容率50%以内とする（スポーツ庁のイベント開催の目安より）。

(3) 対人距離の確保等（密閉・密集・密接の回避）試合中以外

ア 役員と選手等及び選手同士の接触を避け、対人距離を確保する（できるだけ2mを目安（最小1m）とする）。

イ 特定の箇所に選手等が密集することを避ける。

ウ 役員及び選手等のマスク着用を徹底する。

また、役員については必要に応じてフェイスガード等を着用する。

ただし、屋外で十分な対人距離が確保できる場合や、強い負荷の運動（練習）を行う場合は、マスクの着用を不要とする。

エ 可能な限り窓及びドアを開放し換気を行う。

(4) 消毒等

ア 体育館内の以下の場所に手指消毒用アルコールを設置するよう依頼。

玄関、食堂（ある場合）、シャワー室（原則使用不可）、各更衣室及び会議室に依頼。

イ 各手洗い場及び各トイレに手洗い用せっけんを設置するよう依頼。

ウ 多数の者の手が触れる場所を次亜塩素酸ナトリウム等で適宜消毒するよう依頼。

（例）ドアノブ、手すり、共有する物品等

エ 体育館職員と役員や選手等が対面する場所（事務所受付、売店等）はビニールカーテンで遮蔽するよう依頼。

3 役員の心得等

(1) 体調管理等

ア 大会前に自宅で検温し、体温が37.5℃以上ある場合や風邪のような症状がある場合は、その旨を会長もしくは理事長に報告し、大会参加を取りやめる。

イ 微熱がある場合や、咳・咽頭痛等の気になる症状がある場合も会長もしくは理事長に報告し参加を自粛する。

ウ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがあがある場合や、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合は参加を取りやめる。さらに医療機関又は下記「新型コロナウイルス感染症専用電話相談窓口」に相談し、その状況を会長もしくは理事長に報告する。

お住まいの地域	相談窓口	連絡先	受付時間
京都市	京都市役所	電話 075-222-3421	平日・土日・祝日 24時間対応

京都市以外(以下 7 保健所管内)	京都府庁	電話 075-414-4726	平日・土日・祝日 24 時間対応
向日市、長岡京市、大山崎町	乙訓保健所	電話 075-933-1153 FAX075-932-6910	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、 久御山町、井手町、宇治田原町	山城北保健所	電話 0774-21-2911 FAX0774-24-6215	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分
木津川市、笠置町、和束町、 精華町、南山城村	山城南保健所	電話 0774-72-0981 FAX0774-72-8412	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分
亀岡市、南丹市、京丹波町	南丹保健所	電話 0771-62-2979 FAX0771-63-0609	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分
福知山市	中丹西保健所	電話 0773-22-6381 FAX0773-22-0429	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分
舞鶴市、綾部市	中丹東保健所	電話 0773-75-0806 FAX0773-76-7746	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分
宮津市、京丹後市、伊根町、 与謝野町	丹後保健所	電話 0772-62-4312 FAX0772-62-4368	平日 8 時 30 分から 17 時 15 分

その他の相談専用窓口

- 厚生労働省電話相談窓口
電話番号:0120-565653
受付時間:9時~21時(土日・祝日も実施)
- 観光庁外国人旅行者向けコールセンター「Japan Visitor Hotline」
電話番号:050-3816-2787
受付時間:24時間対応(土日・祝日も実施)
対応言語:Japanese/English/Chinese/Korean

(2) 大会での感染拡大防止等

- ア 大会参加行き帰り時,大会の実施前後,飲食前,トイレ後等の手洗い・うがい及び手指消毒薬による消毒を徹底する。
- イ 大会中はマスクを着用し,必要に応じてフェイスシールドを着用する。
- ウ 体育館について,1時間に2回以上・数分間の換気を徹底する。
- エ 複数の役員・選手等が触れる頻度が高い物品,ドアノブ及び試合物品等について,定期的な消毒を徹底する。
- オ ユニフォームはこまめに着替える。
- カ 汗拭きタオルは共通の物を避け,個人使用にする。
- キ 飲み物の回し飲みは避け,個人物とする。
- ク 試合中のホイッスルは飛沫感染を避けるため,電子ホイッスルを使用する(JVAの競技に関わる大会等再開時のガイドラインより)。

(3) 会話等の際の注意事項

- ア 十分な対人距離(1m以上)を保てるようにする。
- イ 会話の際や発声時には,特に対人距離を空ける(2m以上)ようにする。

(4) 役員又は選手等の同居者に感染が判明した場合

- ア 本人はもとより,家族等の同居者の感染又は感染者への接触が判明した場合は,当該選手等の今後の参加を停止する。
- イ 役員と選手等との接触の状況を正確に把握する。
- ウ 選手間(チームスタッフと選手含む)で情報を共有する。
- エ 保健所等に報告する。

4 選手等の遵守事項

次に掲げるとおり,京都クラブバレーボール連盟の感染拡大防止策及び大会制限等の遵守事項を理解し,これらを承諾したうえで大会参加をする。

- (1) 「京都市新型コロナあんしん追跡サービス」に登録していただく。

(チームの代表者だけでなく、スマートフォン等の登録する手段を所有している利用者は全員登録していただくよう促す)

(2) 大会の「健康チェックシート」提出、大会中(特に試合前後)の検温等の健康観察等、健康状態の管理を徹底する。

健康チェックシート(必須)の提出がない場合には、参加させない。

大会中に次の症状が発症した選手があるチームは、速やかに退場していただく。

・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがあがる場合

(3) 入場・退場時、試合の前後、飲食前、トイレ後等の手洗い・うがい及び手指消毒薬による消毒を徹底する。

(4) 体育館内ではマスクを着用する(マスクが不足する場合はチームで購入しておく)。

(5) 体育館内もしくは屋内の練習会場を使用する場合には「1時間に2回以上・数分間の換気を徹底する」

「同一チーム内でも対人距離を確保する」ことに留意する。

(6) 近距離での会話や発声、大声での応援は避ける。

(7) 施設利用等に伴いチーム側に物品を用意することを依頼する。

(体温計、消毒薬、マスク、紙コップ、消毒シート等はチームでも用意しておく)

(8) 行きかえりの移動は、出来るだけ長時間の公共交通機関を避けて自家用車を使用する。

5 各場面での対応等

(1) 予約受付時

通常の試合とは異なる大会制限等が発生する事を説明し、それらについて選手等の了承を得たうえで受付手続きを行う。

ア 定員

令和2年8月1日を目途に屋内収容率50%以内とする。それ以後はスポーツ庁「イベント開催制限のガイドライン」に従う。

イ 活動制限等

感染拡大防止のため、人数制限、大会時間の指定、大会内容の制限等、通常の大会とは異なる試合方法となることを説明する。

あわせて、京都クラブバレーボール連盟のホームページに掲載している「新型コロナウイルス感染症対策に関するお願い」により内容を確認するよう依頼する。

具体的な質問があれば、連盟総務部もしくは競技部に連絡して、内容を確認し、必要に応じて説明を行う。

ウ 健康状態の確認及び健康チェックシートの提出

チーム全員の「健康チェックシート」を提出していただく。

＜健康調査票の記載内容＞

氏名、連絡先（電話番号）、当日朝の体温、咳・鼻水・咽頭痛の有無

以下の場合には出場は認めない

○感染者との濃厚接触

○家族等の同居者又は身近な知人についての感染の疑い

○過去14日以内において、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航又は当該地域等在住者との濃厚接触

エ 交通方法

公共交通機関が過密状態となる事を避けるため、可能であれば、分乗しての自家用車利用又は密状態を避けるための座席の工夫と換気を行ったうえでの貸切バス利用による交通方法をお願いする（強制はしない）。

オ チーム送付の際の留意事項

大会には通常使用しているものを送付するが、通常の利用と異なる点については、「新型コロナウイルス感染症対策に関するお願い」を同封し、その内容を利用者に確認・理解していただく。

(2) 代表者会議及び抽選会

当面の間、大会前の代表者会議及び抽選会は実施しない。

ただし、抽選結果や連絡事項はホームページにてお知らせをする。

(3) 大会時

ア 開会式

実施しない。

イ 利用者の健康状態の確認（検温）

健康チェックシートはチーム代表者が提出をする。

(ア) 37.5℃未満の場合は入館していただく。

(イ) 37.5℃を超える場合、該当者にはチームから離れた場所で一旦待機していただき、役員で検温を実施する。37.5℃以上の場合には帰宅させる。

ウ 複数チームが同時に入館する場合（健康チェックシート提出）

健康チェックシートの提出がなければ入館できない。

複数チームが同じ場所に滞留しないよう、入館時間や待機場所（時間）等を調整する。

交通事情等のため予定時刻に到着できない場合等、複数のチームが同時に到着した場合は、以下のとおり対応する。

(ア) 先に到着のチームから速やかに入館していく。

(イ) 後のチームは、集合場所として指定した場所で待機する。

(4) 受付対応（エントリー等提出）

ア 基本事項

(ア) 受付窓口は別室にて行い、ビニールカーテン（フェイスシールド）を設置（使用する）。

(イ) 受付には不要な物品を置かない。

(ウ) 選手等が使用する筆記用具は1回の使用ごとに交換する。

基本、選手等の個人筆記用具を使用してもらう。

※使用後の筆記用具は消毒する。

(エ) 窓口では役員最少人数（1～2名）で対応する。

(オ) 対応の際はマスク着用。場合によってはフェイスシールド及び手袋を着用する。

イ 来館時

(ア) 役員

① 1チームずつ手続きを行う（複数団体を同時に手続きしない）。

② 「健康チェックリスト」を体育館前受け取り、その場でその内容を確認する（確認は、受付対応とは別の役員が行う）。

また、「健康チェックリスト」に発熱等の体調不良の記載がある場合は、ただちに体育館入場を中止し、該当者の健康観察を行う。

③ 物品、書類及び金銭等の受け渡しは、直接肌に触れない状態・方法で行う。

④ 入館にあたっての説明は可能な限り簡素化する。

⑤ 「京都市新型コロナあんしん追跡サービス」への登録を依頼する。

※団体の代表者だけでなく、スマートフォン等の登録する手段を所有している利用者は全員登録していただく。）

⑥ 受付時間が重複し、一方のチームに待ち時間が発生した場合は、当該チームには離れた場所で待機していただく。

(イ) 選手等

① 少人数（1名～2名）で手続きを行う。

② マスクを着用する。

③ 順番待ちの場合は、受付から離れた場所で待機する。

④ 受付手続き終了後、速やかに「京都市新型コロナあんしん追跡サービス」への登録を行う（チームの代表者だけでなく、スマートフォン等の登録する手段を所有している利用者は全員登録を行う）。

ウ 利用中

- (ア) 施設設置者の規則に従う。
- (イ) 借用物品等の使用にあたり，使用の前後に手指消毒を徹底する。
- (ウ) 返却された借用物品等は全て消毒する。
- (エ) 返却された物品は連続して使用しない（時間を空ける。）。
- (オ) 役員等の湯呑は貸し出さず，要望があれば紙コップを提供する。

エ 退館時（試合終了後）

- (ア) 閉会式は行わない。
- (イ) 貸し出されたカギ等は全て消毒する。
- (ウ) 利用中に発熱等の症状のため退去される場合は，帰宅後の経緯（診断結果等）の報告を依頼する。
- (エ) 退去後2週間以内に新型コロナウイルス感染症と診断された方がある場合は，速やかに連絡するよう依頼する。

(5) 清掃（体育館設置者に事前依頼し，可能な限り役員等も協力する）

実施にあたっては，マスクを着用し，可能な限り換気を行う。

ア 共用部分及び会議室

- (ア) 手が触れることが無い床や壁等は通常の清掃を行う。
- (イ) 不特定多数が触れる環境表面を清拭消毒する。
(例) ドアノブ，手すり，廊下に設置する机・椅子，自動販売機のボタン・取出口等
- (ウ) 会議室で，プロジェクター等の備品の使用があれば，当該備品の消毒も行う。

イ シャワー及び更衣場

- (ア) 手が触れることが無い床や壁等は通常の清掃を行う。
- (イ) シャワー等の設備を清拭消毒する（原則シャワーは使用不可とする）
- (ウ) 脱衣室内の電気スイッチ，洗面，棚，扇風機（スイッチ等手の触れる場所）等を清拭消毒する。
- (エ) 足ふき用のマットは毎回交換する。

ウ トイレ

- (ア) 床，壁，便器内は通常の清掃を行う。
- (イ) 選手等が触れる頻度の高い環境表面を清拭消毒する。
(例) ドアノブ，洗面，便座等
- (ウ) 頻度の高いトイレについては，利用状況に応じて消毒の頻度を高める。

(7) 食堂利用のある場合

- ア 手洗い・うがい及び手指消毒薬による消毒を行う。

- イ 食事以外の場面ではマスクを着用する。
- ウ 調理器具，食器，テーブル，椅子等の消毒を徹底してもらう。

(8) 入口対応

- ア 役員等に当たってはマスクを着用する。
- イ 対人距離を確保（2 mを目安）して対応する。

(9) 設備管理

- 業務に当たってはマスクを着用する。

6 体育館等・試合における対応等

(1) 体育館

ア 運用

- (ア) 共用部分における長時間の滞在を禁止する。
- (イ) 体育館で集合する場合等は，対人距離を確保する。
- (ウ) 可能な限り窓を開放し換気を徹底する。

イ 選手等

- (ア) マスク着用や対人距離の確保を徹底する。
- (イ) 近距離での会話や発声，高唱は行わない。
- (ウ) 試合以外で長時間滞在しない。
- (エ) 体育館以外で集合する場合等は，対人距離を確保する。
- (オ) 試合中以外はマスク着用であるが，試合中のマスク着用も認める。

(2) 会議室

ア 会議室の運用

- (ア) 可能な限り窓を開放し換気を徹底する。
- (イ) 対人距離を確保するため，机，いすを間引いて使用する（定員の1/2程度）。
- (ウ) 使用終了後，次の団体が使用するまでに清掃・消毒を行う。
- (エ) 夏季の熱中症対策のため，冷房を入れた休憩室として使用する場合も上記（ア），
（イ）を徹底する。
- (オ) チーム同士での接触を避けるため，チームの滞在スペースとして無料で会議室等
を開放する。その場合も上記（ア），（イ）を徹底する。

イ 選手等

- (ア) マスク着用や対人距離の確保を徹底する。
- (イ) 近距離での会話や発声，大声での発声は行わない。

(3) シャワー及び更衣室

ア 運用

- (ア) 入口に手指消毒薬を設置する。
- (イ) 可能な限り窓を開放し換気を徹底する。
- (ウ) 更衣室内のトイレは閉鎖する。
- (エ) チームごとに利用時間を指定のうえ利用に供する。
- (オ) 一度の利用定員は定員の50%とする。
- (カ) 更衣室の棚は1列ごとに間隔を空けて使用する。
- (キ) 使用しない棚には「使用不可」の表示を行う。
- (ク) 次の使用予定がある場合は「使用不可」の表示を入れ替える。

イ 選手等

- (ア) 利用時間を厳守する。
- (イ) 利用の前後の手洗い・手指消毒を徹底する。
- (ウ) 対面での会話を控える。
- (エ) 対人距離の確保を徹底する。
- (オ) 備品使用後は元の設置場所に戻す。
- (カ) 利用後は速やかに退出する。

(4) トイレ

ア 運用

- (ア) 洗面に、ペーパータオル及び使用済みのペーパータオル入れを設置する。
- (イ) 換気扇を常時稼働させるとともに、可能な限り窓を開放し換気する。
- (ウ) トイレ用スリッパの数を便器数と同数にし、トイレ内で並べないようにする。

イ 選手等

- (ア) 使用後の手洗い・手指消毒を徹底する。
- (イ) 対人距離に留意する。
- (ウ) 蓋のある洋式便器を使用した場合は、蓋を閉めて汚物を流す。

(5) 体育館

ア 運用

- (ア) 出入口に手指消毒薬を設置する。
- (イ) 換気設備を稼働させるとともに、可能な限り窓及び扉を開放し換気を徹底する。
- (ウ) 体育館内の更衣室には定員を設ける
- (エ) 用具はチームが持参することを原則とし、持参し難い物品（バレーボールのネット・ポール・アンテナ等）のみを貸し出す。
- (オ) 利用開始前の施設の準備（防球ネットの用意等）及び利用終了後の片付けは選手等・役員が行う。
- (カ) 利用終了後に床の清掃，手が触れる頻度の高い場所（ドアノブ，スイッチ等）及

び物品を使用した場合は当該物品の消毒を行う。

イ 選手等

- (ア) 運動中以外はマスクを着用する。
- (イ) 対人距離の確保を徹底する。
特に運動中は呼吸が激しくなるため、より一層対人距離に配慮する。
- (ウ) 活動前後の手洗い・うがい、手指消毒を徹底する。
- (エ) 対面での会話は控える。
- (オ) 更衣室の定員を遵守する。
- (カ) 飲物の回し飲み等を行わない。
- (キ) 使用する物品（用具）は持参する。
- (ク) 示されているガイドライン等の内容を踏まえて実施する。

7 感染者（感染を疑われる者を含む）が発生した場合

(1) 役員体制等

- ア 該当者に直接対応する職員数は極力制限する。
原則として、役員1名が直接対応し、体育館職員の助言に行う。
- イ 該当者に接触する際は、ヘッドキャップ、マスク、フェイスシールド、ビニール手袋及び防護服を着用する。
該当者から離れた場合は、手洗い、うがい及び手指の消毒を行うとともに、ヘッドキャップ、マスク、フェイスシールド、ビニール手袋及び防護服はビニール袋で密閉し焼却する。

(2) 選手等への対応

- ア **息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合**
 - (ア) 他の選手と接触しないよう、該当者を利用が無い会議室で待機させる。
 - (イ) かかりつけ医等の相談可能な医療機関がある場合は当該医療機関に、ない場合は京都市医療衛生推進室「新型コロナウイルス感染症専用電話相談窓口（222-3421）」に連絡のうえ対応を相談し、その指示に従う。京都市以外の場合は、前述の相談窓口連絡する。
 - (ウ) 上記（イ）で医療機関に相談した場合は、別途、以下について京都市医療衛生推進室に相談する。
 - ① 該当者と濃厚接触があった者への対応
 - ② 施設の消毒等の対応
- (エ) チーム代表者に利用の中止を依頼し、退館時間・該当者の退所方法等を調整する。

- (オ) 同日に別の利用団体がある場合は、当該利用団体の代表者に状況を報告し、利用の中止を依頼したうえで退館時間を調整する。
- (カ) 役員・チーム間で情報を共有する。
- (キ) 保健所に状況を報告する。

イ 発熱、咳等の比較的軽い風邪症状がある場合

- (ア) 他の選手と接触しないよう、該当者を利用が無い会議室で待機させる。
- (イ) チーム代表者に利用の中止を依頼し、退館時間・該当者の退館方法等を調整する。
- (ウ) 同日に別の利用団体がある場合は、当該団体の代表者に状況を報告し、利用中止の可否を相談する。
- (エ) 役員・チーム間で情報を共有する。
- (オ) 保健所に状況を報告する。

(3) 該当者の行動履歴の把握

該当者に対し、利用した施設、行動した範囲、使用した器具、接触した人、その他必要な事項について聞き取りを行い、行動履歴を把握する。

(4) 施設の消毒等

施設の消毒

- (ア) 該当者が利用した区域（体育館、会議室、トイレ、廊下等）は全て閉鎖する。
- (イ) 消毒は保健所の指示に従い実施する。
- (ウ) ただし、共用スペースの消毒等について急を要する場合は、該当者が利用した区域のうち、手が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり、洗面、便座、流水レバー等）を中心に消毒を行う。
- (エ) 消毒作業を行う役員数は極力制限し、当日参加している役員のうち、大会運営に支障のない範囲の人数で行うこととする。
- (オ) 消毒作業にあたっては、ヘッドキャップ、マスク、フェイスシールド、ビニール手袋及び防護服を着用する。

消毒作業の終了後は、手洗い、うがい及び手指の消毒を行うとともに、ヘッドキャップ、マスク、フェイスシールド、ビニール手袋及び防護服はビニール袋で密閉し焼却する。

***当面の間（令和2年8月末まで）は本マニュアルで大会運営を実施し、追加、修正や訂正を加えて、選手・チームスタッフ・役員の皆様の生命を守り、安全と安心を与え、健康で生き生きとしたバレーボーラーとしてのスポーツライフが出来るよう努力する所存です。**